第 2822 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 7月13日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 退職一時金と退職年金

Q：当社では、退職金と退職年金のどちらかを選択することができます。税務上、これらの取り扱いはどう違うのですか？

A：所得計算の方法が、次のように違います。

【解説】

(1)退職一時金

退職に基因して一時に受給する給与は、退職所得として、他の所得と分離して課税されます。この場合の課税対象となる金額は、次の算式で求めた額です。

退職所得＝(退職一時金－退職所得控除額)÷2

※退職所得控除額

①勤続年数20年以下

40万円×勤続年数(1年未満切上げ。②において同じ)

②勤続年数20年超

800万円＋{70万円×(勤続年数－20年)}

(2)退職年金

退職後に受給する退職年金は、退職所得ではなく、雑所得として課税されます。この場合の課税対象となる金額は、次の算式で求めた額です。

(退職年金等の収入金額－公的年金等控除額)

※公的年金等控除額は、受給者の年齢、退職年金等の収入金額によって異なります。

退職一時金と退職年金とでは、どちらが有利とは一概にはいえませんが、一般的には退職一時金の方が税負担が少ない場合が多いようです。